令和8年度第2回
我孫子市いじめ防止対策委員会
＜議事録＞

日 時　令和8年10月30日（金曜日）
　　午前10時00分～午前11時30分

場 所　我孫子市教育委員会 大会議室

令和8年度第2回我孫子市いじめ防止対策委員会<議事録>

〇出席者9人
・松戸むらた法律事務所 村田 純一
・聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科 久米 知代
・我孫子第二小学校 森谷 朋子
・我孫子第四小学校 PTA 会長 中本 恭豪
・湖北台中学校長 山内 和利
・子ども相談課長補佐 松本 拓馬（代理）
・社会福祉課長補佐 小池 晋（代理）
・教育委員会教育長 丸 智彦（委員長）
・教育委員会教育総務部長 佐藤 和文（副委員長）

〇欠席者3人
・警察 OB 熱田 貢一
・川村学園女子大学文学部 佐藤 哲康
・白山中学校 PTA 会長　増田 将之

1 開 会

2 会議の公開

<委員長挨拶>
本日はお忙しい中、令和 8 年度第 2 回我孫子市いじめ防止対策委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。第 1 回委員会から約 5 ヶ月が経過いたしました。この間、市内の小中学生は文化・芸術やスポーツの分野で大変素晴らしい活躍を見せてくれました。中学校の陸上競技では全国チャンピオンが誕生したほか、関東大会や全国大会でも多くの生徒が入賞を果たしました。また、ポスターコンクールや書道展などにおいても優れた成績を収めております。

一方で、この５ヶ月間には注視すべき事件・事故や自然災害が発生いたしました。6月中旬に東京都北区の小学校で発生した火災事故のほか、自然災害では7月28日の熊本地震、8月13日・14日の千葉豪雨、さらに8月中旬以降の不安定な天候などが相次ぎました。特に夏季休業期間中に発生した熊本地震や千葉豪雨について、「これがもし授業中であったらどのように対応すべきだったのか」を深く考えさせられました。あらゆる事態を事前に想定し、危機管理体制を整えておくことの重要性を痛感しております。学校現場の教職員も同様の危機意識を持ったことと思います。

また先日、新聞報道において小中高校生の自殺動向に関する記事を目にいたしました。厚生労働省の取材に基づく今年1月から9月までの統計によると、小中高生の自殺者のうち、女子の数が男子の1.2倍に達していることが判明いたしました。本来、世界的に見ても全年代の統計的に見ても自殺者は男性が多い傾向にありますが、国内の小中高生においては女子が男子を上回る逆転現象が生じております。明確な要因は解明されておりませんが、最新の研究では SNS 利用の影響

が一因として示唆されており、詳細な分析と対策の確立が急務とされています。

本日の報告事項にも SNS に関連する内容が含まれておりますが、子どもたちが夢や希望に向かって歩みを進めようとしている中で、自ら命を絶つような事態は絶対に防がなければなりません。毎回申し上げておりますが、大人が子どもたちの発する小さな SOS に早期に気づくことができる社会・環境づくりが極めて重要です。本日は第1回いじめアンケート結果等に基づき報告を行いますので、委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

3 いじめ防止対策に関する報告

(1)いじめについてのアンケートの集計結果

6月に実施しました第1回いじめについてのアンケートの集計結果についてご報告いたします。「いじめアンケートによる認知の推移(実施時期別)」をご覧ください。問1「あなたは今いじめられていますか」で「はい」と回答した数です。小学校283件、中学校23件、割合にすると小学校5.5%、中学校0.9%でした。(R7小学校378件・7.2%、中学校31件・1.2%)

今回の結果は、昨年度の第1回いじめアンケート結果と比較すると「いじめの訴え」が小学校で95件、中学校で8件減少しました。

はじめの項目「先生に相談したいことはありますか」に関して、小学校では282人(5.5%)(R7 345人・6.6%)、中学校では40人(1.6%)(R7 73人・2.7%)が「ある(記載あり)」と回答しました。小中学校ともに減少が見られました。

問2のいじめの期間については、小学校では1~3日が89件(R7 80件)となっており、1カ月と1カ月以上で認知件数の3分の1となりました。短期間と長期間に渡っているもの分かれる傾向です。また、中学校では1カ月と1カ月以上を併せると13件で、長期間に及ぶのもが多くなっています。(R7 14件)

問3いじめの内容については、小中学校ともに「嫌なことを言われた」が一番多く、小学校では次いで「なぐるけるなどの暴力を受けた」「仲間外れ」「無視」が、中学校では「物を隠された、とられた」「手紙やメールで嫌なことを書かれた」「無視」、が多くなりました。小学校のいじめの態様としての「暴力」は昨年同時期と同程度の割合で、経年として減少傾向です。

問4いじめを受けた場所は、小中学校ともに「教室」が多く、小学校では次いで、「教室以外の学校の部屋」、「学校の行き帰りの道」の順で多く、中学校では「教室以外の学校の部屋」、「LINE などの SNS やメール」が多くなりました。

問5いじめられた相手は、小学校は「クラスの友だち」、中学校は「学年の友だち」が最も多くなりました。

問6いじめについて相談した相手は、小学校では「親」が最も多く、「先生」と「友だち」が同数、中学校では「友達」「親」に次いで「先生」が多くなり、「誰にも相談していない」との回答が小学校107人、中学校5人(いじめ認知件数の小学校約38%、中学校22%、R7小学校108人、31%、中学校8人、20%)となりました。

問7いじめをしていると自覚している人数は、小学校では36人、中学校は3人でした。

問8・9小学校でのいじめをしているとの内容は、「嫌なことを言う」、「暴力」の順に多く、相手は「クラスの友だち」が1番多くなりました。

問10いじめた理由として、「いじめられた仕返し」、「相手が嫌なことをしてくるから」というものが主です。

問11・問12いじめられている友だちを認識している（いじめられているのではないかと思っている）人数は、小学校で210人・約4.1%（R7 293人、約5.5%）、中学校では20人・約 0.8%（R7 25人・ 約0.9%）でした。いじめられている友だちに対して、小中学校ともに「やめるように言っている」、「親に話している」、「だまって見ている」が多くなりました。「だまって見ている」は、小学校で約21%、中学校で約13%でした。

次は学年別の集計です。最もいじめ認知率が高かったのは小学校3年生で約7.9%、次いで小学校2年生で6.3%です。小学校低学年から小学校3年生にかけて多く、小学校高学年から減少しています。昨年度から、小学校1年は18件、2年は32件、3年は7件、4年は31件減少しました。

次に経年変化について説明いたします。

いじめの期間は「1か月」や「1か月以上」におよぶものの割合は、中学校で半数を超える傾向がありますが、増加はしていません。

いじめの種類については小中学校ともに大きな変化はなく、小学校での「暴力」によるいじめは減少傾向にありますが、割合には大きな変化はありません。

「誰にも相談していない」件数が、小学校では近年減少傾向でしたが増加し、中学校では一定数で推移しています。

いじめの認識については、小学校では、いじめの訴え（認知件数）に対して7～8割程度で推移しています。中学校ではいじめの訴えよりも上回っている傾向でしたが、近年は下回るようになりました。小学校では、継続して関係児童生徒に「いじめをやめるように言っている」が最も多く、小中学校ともにだまって見ている人数は減少傾向です。

（2）インターネット、携帯電話についての調査結果（資料1）

スマホ・携帯電話の所持率について、小学校では49%となり、昨年度からの2%減少しています。（R7 51%）。中学校も昨年度同様の93%でした。中学校は令和4年度から7年度にかけての3年間で8%上昇しています。スマホに限ると小学校で30%、中学校で90%の所持率で、中学校でのスマホに限った所持率は5%上昇しています。（R7 85%）また、学年別の所持率ですが、最も所持率の増加幅が大きかったのは、小学校6年生（59%）から中学校1年生（92%）の32%の上昇ですが、次いで小学校4年生（31%）から5年生（48%）の17%の上昇、3年生（19%）から4年生（31%）の12%の上昇でした。

何に使うかについては、小学校は特定の番号の発着信のみに制限されているキッズ携帯が多いため、電話やメール使用が多くなっていますが、スマホ使用によるゲームや SNS 利用も多くなっています。中学校は、SNS、検索、ゲームの順で多くなっています。使用時間については大きな変化はなく、小学校では2時間以上が、中学校では3時間以上の合計が3分の1を超える状況です。

いじめではありませんが、オンラインゲームへの多額の課金をしてしまうなどの生徒指導についての情報は指導課にありません。

（3）いじめ防止に向けた各学校における具体的な取組について

各学校において主に1学期実施したいじめ防止のための具体的取組について説明します。

年度始めの4月は、千葉県いじめ防止対策推進条例で、いじめ防止啓発強化月間が定められ

ており、各小中学校において様々な取組を行っています。SOS の出し方教育の全学級での実施や、防止啓発リーフレットの配付、相談窓口の周知などはその一部です。

また、今年度は、3月に認知した重大事態について、その結果等を学校に周知し、今一度組織体制や疑いを含む認知時の対応の再確認などについて校内研修を各学校で実施しました。また、学校いじめ防止対策基本方針についても、指導課で細かく点検し、学校職員が内容を理解し、徹底できるよう再度の見直しを行っています。

各学校からの報告のなかで、今年度特に変化したことは、「いじめの未然防止」のための予防的指導だけでなく、「自己存在感の感受」や「共感的人間関係の構築」などの視点による授業づくり、学級経営、全校体制の特別活動を意識したものが多くなりました。学校が新たな取り組みをするのではなく、これまでもやってきた活動等がいじめ防止につながっていくことを意識するだけで、子どもたちへの関わり方や観察の仕方が変わっていくと思います。引き続き、生徒指導の中核を担う教員への研修や、若年層教員の授業研修等で、指導・助言していきます。

（4）いじめアンケート結果に対する考察と対応（資料1）

いじめアンケート結果に対する考察について説明いたします。

「相談したいことが『ある』」と回答した人数が、小学校で認知件数と同程度、中学校で約2倍になりました。アンケートが「いじめ」に限らず、悩みを相談する機会となっていますので、各学校で定期的な学校生活（悩み相談）アンケートや教育相談の機会を設けていきます。また、児童生徒の変化を捉え、教育相談を行うなど、引き続き日常的に取り組んでいきます。

いじめの認知件数は、前年同時期と比較し、小学校では1～4年生で88件減少し、中学校では大きな変化は見られませんでした。小学校で減少した要因としては、安心して過ごせる学級経営の実践、アンケートに限らない積極的ないじめ認知、児童が日常的に相談できる環境の整備等が進んでいると考えられます。さらに第2回（11月）の結果を踏まえて、分析を進めていきます。

また、今回からアンケート用紙に小学校高学年・中学校には「いじめの定義（法第二条）」の条文を掲載しました。児童生徒にも、どういうものが「いじめ」にあたるのか確認した上で回答してもらいました。

いじめの期間について、「1か月」や「1か月以上」の長期間におよぶものの割合が、小中学校ともに微増しています。アンケートの実施がされるまで児童生徒が相談できなかった事案があることを重く受け止め、早期に対応する必要があり、校内防止対策委員会への報告、方針の決定、被害児童生徒、関係児童生徒への聞き取りなどの役割分担等、組織で対応することが重要です。校内組織が実効的であるか定期的な点検を継続して行っていきます。

11月の生徒指導主任を対象に初期対応の段階から組織的に対応することの重要性について弁護士を招いて研修を実施します。

小学校におけるいじめられている仲間の認識は、いじめ件数の減少以上に減少している結果となりました。いじめ認知件数よりも多くなることを理想としながら、減少している結果を受け止め、学級や学年、部活動等で起きているいじめについて救済者になれる児童生徒を育成していかなければなりません。教職員の働き方改革による、学校行事等の削減を踏まえつつ、集団生活の向上のために当事者意識をもって集団組織の課題解決を目指す特別活動等の意義を再確認し、計画的な実践をしていきます。

（5）第Ⅰ回いじめについてのアンケート調査後の取組状況調査結果について

次に調査後の取組状況調査結果についてです。今回のアンケートでいじめられていると回答した小学生は283人いましたが、9月の調査の時点で、未解消が4件でした。中学生はいじめられていると回答した生徒が23人でしたが、未解消は2件でした。なお、未解消の事案の児童につきましては、全員長期間継続して欠席することなく学校生活を送っており、解消に向けて対応しています。

●未解消事案の報告（概要・現在の状況等）

協議

＜村田委員＞

現在、小中学校においてクラス全員をメンバーとするような「クラス LINE グループ」が自然発生的に作られている実態はありますか。こうした非公式なグループ LINE に対し、学校や担任の先生はどのようなスタンスで臨んでいますか。先生自身がそのグループに参加することもありますか。個人の所感としては、特に小学生などの発達段階においてクラス全体等のグループ LINE を作成することは、メリットよりもいじめやトラブルの温床となるデメリットの方が圧倒的に大きいと感じますが、学校現場での把握状況や対応方針を伺いたいです。

＜事務局＞

実態として、小学校高学年や中学校への進学段階において、入学前から子ども同士が SNS で繋がり、クラスや学年単位でのグループ LINE が自然発生的に作成されているケースは多く見られます。グループ LINE に全員が加入しているかどうかも含め、学校側がすべてを把握することは極めて困難です。また、民間サービスであり家庭所有の端末で行われるため、学校が「一切の使用を禁止する」と強制・制限することは現実的に不可能であり、最終的には「保護者の管理責任において利用させる」というスタンスをとらざるを得ません。

また、教員がそうした児童生徒同士のグループ LINE に参加することはありません。部活動の連絡網等で類似のグループが作られることもありますが、顧問が常時監視することは困難です。学校としては、情報モラルの指導を通じて「利用時のルールやマナー、相手を傷つけない適切な使い方」について継続的に指導・注意喚起を行っています。

（6）学校訪問における気になる児童生徒について（別紙3）

Ⅰ学期、2学期前半に訪問して気になる児童生徒の様子を報告します。

・小4男子

理科の授業で、空気砲で実験していたが、スタート場所になかなか並べず、皆が並んでいる後ろをウロウロしていて試せないでいました。皆に遠慮がちの行動が気になる。からかいや仲間外れが心配です。

・小6男子

社会の授業中、マスクを耳にかけたまま、内側を何回も確かめるように見ていました。一度やめてもしばらくすると同じことを繰り返していたので、何かこだわることがあるのか気になります。

・小4女子

教室内が私語などでうるさくなった時、挙手をして「とてもうるさいので、静かにしてください」と冷静に正論をしっかり述べていましたが、このような発言をしていくと、煙たい発言に感じるかもしれません。教師側がフォローをする必要があります。

・小5男子

家庭科の授業で、野菜処理の担当決めの時に、希望が通らず半泣きになっていました。支援員がうまく対応し再開しましたが、またもう一人（女子）も同様に希望の係になれず泣き、仲間が譲り、再開していました。このようなことが繰り返されると反発が生まれるので注意する必要があります。

・中2男子

教室後方の自己紹介の掲示物で、自分の顔を赤く塗り、色塗り全体が雑でした。記入内容も「特にない」ばかりが記入されていて、異質な目で見られる可能性があり、日常の言動はどうか気になります。

（7）第1回 WEBQU アンケート結果について

6月に実施した WEBQU 結果について説明いたします。

資料につきましては、学校ごとの経年変化を表すものとなっておりましたが、学年ごとの傾向を表す資料に変更させていただきました。この資料とすることで、我孫子市小中学校の学年ごとの傾向、成果や課題についても分析、ご提示できるようにするためです。

今回の WEBQU の結果では、全体として学級生活満足群が全学年で 55%を超えている一方で、非承認群は、例年、小学校4・5年生で割合（15%前後）が高くなる傾向にあり、昨年度11月と比べてわずかに増加しています。

また、侵害行為認知群は、全体的には前回とほぼ同様の数値ですが、小学校3年生および中学校1～3年生で 2 割弱と比較的に高い傾向が見られます。学級生活不満足群については、小学校5 年生、中学校2・3年生の割合（約14%）が高いものの、 昨年度11月の全体の結果と比較するとほぼ同様です。

要支援群は、小学校4年生および中学校1年生で前回よりも約1.8%の増加となりましたが、全体的な値で見るとほぼ前回と同じ値となっています。

比較的高い値を示している、侵害行為認知群に属する児童生徒へは、安心して生活・学習できる環境を、「学級におけるルールの定着」や「規範意識の向上」を常日頃から意識し整えること、また、対人関係に不安を抱える児童生徒が属する可能性もあることから、「相手の立場や気持ちを考える力を育む」とともに、児童生徒同士の関わりやその様子を丁寧に見取り、さらなる改善を図る取り組みを行うことが大切であると考えます。

同じく、学級生活不満足群に属する児童生徒は、不安や孤立感を抱いている可能性があるため、常日頃から担任等が積極的な関りを持ち、不安等を解消させること、また、係活動や日々の小さな頑張りなど、多様な場面でその子個人の良さを認め、学級内に居場所を作る取り組みを行っていく必要があると言えます。

前回とほぼ同様の結果となった要支援群についても、いじめ被害や学校不適応のリスクを抱えている可能性が高いため、SOS の出し方教育やヘルプサインの把握に努めるとともに、学級内での居場所づくりや個に応じた支援を行うことが重要であり、教育委員会としては、引き続き指導課のいじめ防止担当者による観察・相談等も行いながら、必要に応じて関係課、関係機関と連携するなど組織で対応を行ってまいります。

協議
＜中本委員＞
　我孫子市内において様々な手厚い取組やデータ分析が進められていることを理解できました。こうした取り組みや情報について、PTA 関係や他県・他自治体、あるいは日本全国レベルでの情報収集・意見交換・広域連携といった動きや枠組みはありますか。
＜事務局＞
　広域的な連携として、近隣 6 市（東葛飾管内：松戸・柏・野田・流山・我孫子・鎌ケ谷）の生徒指導担当指導主事や教育相談センター担当者が年に 5～6 回ほど定期的に集まり、各市のいじめ事案や生徒指導課題に関する情報交換や協議を実施しています。また、千葉県教育委員会が主催する協議会や研修会を通じて県内の事例や方針が共有されています。さらに国の動向や全国的な事例・統計については県教育委員会を通じて本市へ伝達・共有されています。

（8）いじめ重大事態調査結果等について
●調査結果概要と学校の取り組み

協議
＜子ども相談課＞
　アンケート結果において、いじめの期間が「1 か月以上」に及ぶ割合が約 26%存在し、「誰にも相談していない」児童生徒が一定数いる点が気になっています。本人が自らSOSを発信できれば迅速な解決に向け動くことができますが、それが難しい場合も多いと思います。実際にいじめの当事者は一部であり、大多数の児童生徒は「傍観者（周囲で見ている子どもたち）」で、この傍観者の立場にいる子どもたちが、どのような行動をとるべきかが具体的になると非常に効果的ではないかと考えます。アンケートでは「親に相談した」「友達に相談した」という割合も高くなっていますので、相談を受けた友達がどのように先生に伝えればよいのか、あるいは相談を受けた保護者が学校に相談しやすい環境が整っているのか教えてください。いじめやその疑いを発見した際、子どもや保護者、教員がどのように動くべきか、現場での具体的な指導内容を伺いたいです。
＜事務局＞
　子どもたちの間で「いじめは絶対にしてはいけない」という道徳的な理解はほぼ 100%定着していますが、それでも現実にいじめが発生してしまいます。まず大切なのは、子どもたち自身が何がいじめに当たるのかという「法的な定義や概念」を正しく理解することです。そのため、今回よりアンケート用紙に法律上の定義を明示し、自分の行動や受けている行為を客観的に振り返らせる工夫を行っています。また、傍観者が行動を起こすための前提として、「先生に相談すれば匿名性が守られ、必ず親身になって解決に動いてくれる」という子どもと教員との間の信頼関係を日頃から構築することが最重要です。子どもが直接先生に言いづらい場合でも、親に話をすることで「親から学校へ連絡が入るルート」を確立して、保護者に対しても、いじめ防止は学校と子どもだけで完結するものではなく「保護者と学校が連携して取り組むもの」というメッセージを学校だよりや基本方針を通じて定期的に発信し、相談しやすい環境を整えていくことが重要だと考えています。
　さらに、昨年度および今年度において本市が特に力を注いでいるのが「SOS の出し方教育」です。全学級において、自分が悩んだ時だけでなく「友だちの異変に気づいた時にどのように周りの大人や専門機関にヘルプサインを出すか」という具体的な相談行動についての授業を実践してい

ます。

＜久米委員＞
　子どもたちは「いじめはダメだ」と頭では理解していますが「いじめを行うことで自分自身がどのような立場に置かれるのか」、また「相手の心身にどれほど深刻なダメージを与えるのか」、場合によっては「犯罪行為になり得るのだ」という具体的な結果まで深くは理解できていないのではないかと思います。
　自身が実施した意識調査を例に挙げさせていただくと、薬物に関して「絶対に使ってはいけない」と答える児童は9割台後半に達しますが、「使用すると具体的な後遺症や幻覚・幻聴などの精神症状が長期間残る」という具体的影響まで知っている児童は10%も下がります。また、小学生のノンアルコール飲料の飲用調査では、約10%の児童が飲用経験を持ち、その大半が「家族と一緒に自宅で飲んだ」と回答しています。保護者側が「子どもにノンアルコールなら問題ない」と誤った認識で買い与えている実態が浮き彫りになっています。
　しかし、重要なのは、子どもたちに「なぜ危険なのか」「将来どのような影響があるのか」という正しい知識をしっかり伝えると、アンケートの自由記述欄等で「もう絶対に飲みません」「お母さんにも危険だと伝えます」と素直な反応が見られました。
　これはいじめ防止にも全く同じことが言えると思います。「いじめはダメ」というメッセージの伝達にとどまらず、「相手の心に一生消えない深い傷を負わせる」「行った本人にとっても将来的に罪の意識や犯罪行為としての重大な代償を支払うことになる」という正しい知識と影響の深刻さを明確に教育していく必要があります。
　さらに、ノンアルコールの例が示すように、子どもへの教育と同時に「保護者に対する正しい知識の啓発」を並行して行わなければ、家庭での誤った認識を止めることはできないのではないでしょうか。
＜丸委員長＞
　ご指摘の通り、日常の教育活動の中で単にいじめの発生事実を扱うだけでなく、相手に与える影響の重さや具体的知識を含めた指導を行うよう、事務局から各学校へ継続的に働きかけています。一方で、「保護者に対する啓発」という点においては、学校から保護者への情報発信や意識共有がまだまだ不十分な側面もありますので、今後、家庭や保護者を巻き込んだ効果的な啓発方法について、教育委員会としてさらに具体的な施策を検討していきます。
＜中本委員＞
　児童生徒がアンケートを提出した後、その集計結果や実態についてのフィードバックが子どもたち自身になされる機会はありますか。一般的な組織や企業などでは、「現状これだけの課題があり、みんなでゼロを目指そう」といった現状把握と目標共有が行われます。子どもたちにとっても、「自分の学校や学年にこれだけ悩んでいる子がいる」「自分の認識と実態にズレがある」という現実を知ることで、「普段の言動に気をつけよう」「困っている友だちに声をかけよう」という意識の高まりや当事者意識の高まりにつながるのではないか思います。
＜事務局＞
　アンケートの集計結果については、各学校の教職員間で共有し、校内研修や生徒指導の改善に活用しています。しかしながら、児童生徒や学級全体に対して「学校全体で何件のいじめがあった」「自分の学年で何人が被害を訴えている」といった具体的な件数や数値の公表は原則として

行っていません。その理由として、特に規模の小さい学校や学級において件数や内訳を公表すると、「誰がいじめを訴えたのか」「どのグループのことか」が容易に特定され、新たな噂など二次被害につながる可能性があるためです。

　また、「件数がゼロだから自分の学校は安心だ」「件数が少ないから問題ない」といった表面的な数値のみによる誤った価値観を持たせないことも重視してします。本アンケートの目的は、件数を競うものではなく、隠れた SOS や解決の糸口を早期に見つけ出すことにあり、個々の訴えに対して、学校が迅速かつ確実に組織的対応を行っていくことを最優先としています。

4 諸連絡

5 閉 会